

青森県報

号外第三十五号

平成二十三年
四月一日
(金曜日)

目 次

○ 地方自治法施行令の規定による県税徴収金の収納事務の委託……………	(税務課)……………	二
○ 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託……………	(市町村)……………	二
○ 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料の徴収事務の委託……………	(青少年・男女共同参画課)……………	二
○ 県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の徴収事務の委託……………	(健康福祉政策課)……………	二
○ 保育士登録手数料の徴収事務の委託……………	(こどもみらい課)……………	三
○ 青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料の徴収事務の委託……………	(障害福祉課)……………	三
○ 農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………	(団体経営改善課)……………	三
○ 林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託……………	(畜産課)……………	三
○ 青森県酪農振興センターに係る使用料等の徴収事務の委託……………	(同)……………	三
○ 青森県漁港管理条例による漁船に係る岸壁、物揚場及び棧橋の漁港施設使用料の収納事務の委託……………	(漁港・漁場整備課)……………	四
○ 青森空港駐車場に係る使用料の徴収事務の委託……………	(港湾空港課)……………	四
○ 十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収事務の委託……………	(都市計画課)……………	四
○ 青森市、弘前市及び黒石市に所在する県営住宅及び特定公		

告 示

共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(建築住宅課)……………	四
○ 八戸市に所在する県営住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(同)……………	五
○ 五所川原市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(同)……………	五
○ むつ市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(同)……………	五
○ 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託……………	(同)……………	五
○ 青森県立美術館に係る使用料の徴収事務の委託……………	(観光企画課)……………	六
○ 右……………	(同)……………	六
○ 右……………	(同)……………	六
○ 新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室等に係る使用料の収納事務の委託……………	(教育・スポーツ・健康課)……………	六
○ 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例に基づく手数料の収納事務の委託……………	(警察本部・交通規制課)……………	六
出先機関		
○ 青森県営柳町駐車場使用料及び青森県営駐車場使用料の徴収事務の委託……………	(東青地域県民局)……………	六
公営企業		
○ 青森県立中央病院に係る使用料の収納事務の委託……………	(病院第一課)……………	七
○ 青森県病院事業条例による駐車場使用料の収納事務の委託……………	(病院管理課)……………	七
○ 青森県立つくしが丘病院に係る使用料の収納事務の委託……………	(病院つくしが丘病院運営室)……………	七

青森県告示第二百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における自動車税及びその延滞金の収納の事務を委託したので、同条第六項において準用する同令第百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目三の三
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目一の一
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目七の三四
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町一
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通一七
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町九〇〇
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八の八
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目一〇の一
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目一の一
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五の一
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目一
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一の一

青森県告示第二百九十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、財団法人地域総合整備財団に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
ASTAC・G（アスタクグループ） 株式会社阿部重組 芝管工株式会社 株式会社テレコム青森	青森市本町一丁目七の五 青森市自由ヶ丘二丁目三の三 青森市第二問屋町四丁目一の一の三〇

青森県告示第二百一十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県告示第三百二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人日本保育協会に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における保育士登録手数料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾
青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、日本赤十字社に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名

称

住

所

青森農業協同組合

青森市大字羽白字富田一九〇の四

つがる弘前農業協同組合

弘前市大字城東北四丁目の一

相馬村農業協同組合

弘前市大字五所字野沢二三の一

津軽みらい農業協同組合

平川市本町北柳田二三の八

つがるにしきた農業協同組合

つがる市稲垣町豊川宮川一の一九

ごしよつがる農業協同組合

五所川原市大字野里字奥野一〇〇

おいらせ農業協同組合

三沢市大字三沢字堀口一六の七

ゆうき青森農業協同組合

上北郡東北町字塔ノ沢山一の三二一

十和田おいらせ農業協同組合

十和田市西十三番町四の二八

八戸農業協同組合

八戸市大字尻内町字内矢沢二の五

斗南丘酪農農業協同組合

むつ市大字田名部字内田四二の六〇〇

青森県信用農業協同組合連合会

青森市東大野二丁目一の一五

青森県告示第三百五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、青森県森林組合連合会に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、社団法人青い森農林振興公社に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森県酪農振興センターに係る使用料等の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）別表第一第二号に規定する漁船に係る岸壁、物揚場及び棧橋の漁港施設使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

二 受託者及び漁港施設使用料の収納すべき範囲

受 託 者		漁港施設使用料の収納すべき範囲
名 称（氏 名）	所在地（住 所）	
株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字日ノ出町四	受託者が取扱った漁船の漁獲物の水揚げ金額に応ずる漁港施設使用料
八戸みなと漁業協同組合	八戸市大字白銀町字三島下一〇一	
鱈ヶ沢漁業協同組合	西津軽郡鱈ヶ沢町大字本町二〇〇	
大畑町漁業協同組合	むつ市大畑町湊村一九一	

三沢市漁業協同組合

三沢市港町二丁目一

青森県告示第三百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森空港駐車場に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
株式会社サン・コーポレーション	五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一八

青森県告示第三百九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、十和田市に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森市、弘前市及び黒石市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに青森市及び弘前市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用

料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
コーポラス青森グループ 株式会社豊産管理 青森設備工業株式会社	青森市大字大野字前田二一の二一 青森市篠田三丁目一二の五四

青森県告示第三百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における八戸市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
株式会社東北産業	三戸郡五戸町大字豊間内字地藏平一の八六五

青森県告示第三百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における五所川原市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに五所川原市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
株式会社サン・コーポレーション	五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一八

青森県告示第三百十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間におけるむつ市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びにむつ市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
野村建設株式会社	むつ市旭町六の六

青森県告示第三百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇

青森県告示第三百十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、財団法人棟方志功記念館に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、近畿日本ツーリスト株式会社に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、印象派展実行委員会に対し、平成二十三年四月一日から平成二十三年十月十日までの間における青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、

財団法人青森県体育協会に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室、スタジオ、カウセンディング室、メンタルトレーニング室及びリコンディショニング室に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、株式会社エイエスワイに対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森県道路交通関係手数料の徴収等に関する条例（平成二十三年三月青森県条例第百一号）第一条第一号に基づく手数料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

東青地域県民局告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森県営柳町駐車場使用料及び青森県営駐車場使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

東青地域県民局長 小山内 豊 彦

名 称	住 所
太平ビルサービス株式会社	青森市勝田一丁目一八の七

公 営 企 業

青森県病院事業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森県立中央病院に係る使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

名 称	住 所
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九

青森県病院事業告示第二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）別表に規定する駐車場使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

名 称	住 所
太平ビルサービス株式会社	青森市勝田一丁目一八の七

青森県病院事業告示第三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における青森県立つくしが丘病院に係る使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

名 称	住 所
株式会社青森電子計算センター	青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目二番一 森 号 県	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目二番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭